

グループホームあんきな家

運営規程

【事業の目的】

第1条 この運営規程は、社会福祉法人清和会が設置するグループホームあんきな家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態）にあり、かつ認知症の状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

【基本方針】

第2条 増え続ける高齢者に対応する拠点施設として位置づけ、住みなれた地域での家庭的で小規模な施設であり、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、また家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を目的とする。

【運営の方針】

- 第3条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号以下「法」という。）第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指す。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、

必要に応じ総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 5 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に、研修を実施する等の処置を講じるものとする。
- 6 事業の実施にあたっては、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応共同生活介護]を提供するにあたっては、介護保険法 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
- 7 事業の実施にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法等について分かりやすく説明を行う。
- 8 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 9 前各項のほか、法並びに「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 25 年条例第 4 号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

【事業所の名称】

第4条 事業を行う事業所の名称は、次のとおりとする。

名 称 グループホームあんきな家

【事業所の所在地】

第5条 事業所の所在地は、次のとおりとする

所在地 高知県土佐清水市加久見 1464 番地 279 号

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1 人

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を

作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。

(3) 介護職員 5人以上

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

【営業日及び営業時間】

第7条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365 日（年中無休）
- (2) 営業時間 24 時間

【利用定員】

第8条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 9 人

【指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容】

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援
- (5) 相談・援助等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を、次のとおり行う。

- ア．日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ．福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ．家族介護者教室の開催
- エ．その他必要な相談、助言

【認知症対応型共同生活介護計画】

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

【指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料及びその他の費用の額】

第11条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とする。また、利用開始日より30日間は初期加算（30円/日）の支払いを受けるものとする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,200円（日額）
- (2) 家賃大部屋 30,000円（月額）その他の部屋 15,000～25,000円（月額）
- (3) 水道光熱費 5,000円（月額）
- (4) 日用娯楽費 100円（日額）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

【通常の事業の実施地域】

第12条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

実施地域 土佐清水市内

【個人情報の保護】

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

【秘密の保持】

第14条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、必要な措置を講じるものとする。

【苦情処理】

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の16の規定により市町村が行

う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

【衛生管理等】

第16条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる処置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

【緊急時等における対応方法】

第17条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

【損害賠償】

第18条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【非常災害対策】

第19条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を定期的に年4回行う。また、「高知県社会福祉施設防災対策指針」等を参考にし、当事業所の施設環境、立地や周辺環境等の実情に応じた下記項目を盛り込んだ防災対策マニュアルを策定する。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携し努めるものとする。

災害に備える為の事項

- ・災害時の必需品の確保、点検
- ・防災教育・訓練の実施計画（回数）
- ・地域との協力支援体制の確保・避難場所の確認
- ・避難経路の確認
- ・備品等の安全対策（転倒防止・飛散防止等）等

発災対応の主な事項

- ・災害時の初動に関するルール（安否確認方法、事業所への参集方法）
- ・避難場所への誘導方法
- ・避難誘導、関係者等への連絡、消火活動等の役割分担
- ・避難後の役割分担
- ・応援要請
- ・二次災害の防止

【協力医療機関等】

第20条→事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療

機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

【入居にあたっての留意事項】

第21条→指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象は、要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態)であつて認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

5 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (2) 外出する場合には事前に従業者にその旨伝え、所定の届出書に記載すること。
- (3) 火気の取扱いには十分注意することとし、喫煙は所定の場所で行うこと。

【虐待防止に関する事項】

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適正に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体的拘束等の禁止】

第 23 条 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。
- 4 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【業務継続計画の策定等】

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の

体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 25 条→事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

【運営推進会議】

第 26 条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上開催するものとする。

2 運営推進会議を構成する者及び会議の内容は、次のとおりとする。

（1）構成する者事業所の代表者、事業所の管理者、利用者及びその家族、地域住民代表、事業所が所在する市町村職員、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの職員等

（2）会議の内容事業所の活動状況及び内部・外部評価の報告、運営推進会議における事業所の評価、運営推進会議からの必要な要望、助言等

3 事業所は開催した運営推進会議の内容の記録を作成し、これを公表するものとする。

【その他運営に関する留意事項】

第 27 条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他にこれに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後 3 カ月以内

（2）階層別研修 随時

2 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関するケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録・帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月13日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は 令和2年3月1日から施行する。

この規程は 令和3年4月1日から施行する。

この規定は 令和6年4月1日から施行する。

この規定は 令和8年4月1日から施行する。